

# 第 31 回

## 熊谷市農業委員会農地部会議事録

平成30年3月29日（木）

熊谷市農業委員会

## 第31回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年3月29日(木) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年3月29日(木) 午前11時29分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 17名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	欠	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	欠	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 農地改良の届出について
- 報告事項（6） 競売買受適格者の証明について（農地法第 5 条届出該当）
- 報告事項（7） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長  
(木村部会長)

出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第31回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番村田定吉委員、8番大澤芳明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議長一任の声がありましたので、17番根岸里次委員、18番福田正八委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第31回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見について

以上、6件ですので、よろしく御審議願います。

事務局

事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方2経営体の方に出席をお願いしております。1経営体は法人で、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件、もう1人の方は議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見についての案件になります。この2件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長

ただいま、事務局から提案がありました。そのように進めて

よろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

議 長 最初に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号1168から1251、議案番号3079から3127で、件数は133件であります。議案番号3079から3127については、農地中間管理事業に関する案件であり、通常の利用権設定と分けるために議案番号を3079からとしております。また、今月は新規就農者の方がおまして、議案番号は1229です。

まず全体の説明となりますが、総筆数は333筆、総面積は381,287.20㎡で、田は237筆、291,108㎡、畑は96筆、90,179.20㎡、賃貸借は253筆、296,804.20㎡、使用貸借は80筆、84,483㎡、設定の期間は、3年未満が20筆、32,701㎡、3年以上6年未満が121筆、100,114㎡、6年以上が192筆、248,472.0㎡、設定の区分は、新規の計画が215筆、278,038.20㎡、再設定の計画が118筆、103,249㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、30件で61,770㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、15件で43,852㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受けは、2件で4,958㎡となっております。

続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、49件で190,600.20㎡となっております。こちらは農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件で、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、議案第6号で審議いただくこととなります。

また、新規就農者の借り受けは1件で2,995㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、45件で全体の34%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、36件で77,112

m<sup>2</sup>となっております。

以上、133件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の案件、議案番号1229について説明します。資料16ページの営農計画書をご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、市内〇〇〇地区において、平成〇〇年〇〇月に設立した会社です。経営の特色として、作物はトマトやキャベツ等の露地野菜を手掛けていく予定です。経営方針は、最初に露地野菜から始めて、施設園芸に転換していき、将来的には遊休農地を活用して規模を拡大していく計画です。会社としての実績はありませんが、〇〇〇〇氏の農業経営を引き継ぐ計画です。基本装備は農業用物置・作業所、トラクターや軽トラック、これらの装備は、〇〇〇〇氏から借りる予定です。農地利用権設定後の作付計画等についてはご本人からご説明となります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号1229については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料16ページ以降もあわせてご覧ください。

それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入室]

議 長

本日は、ご多忙のところ、大変御苦勞様です。

新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして御説明をお願いいたします。

申請人

(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表の〇〇〇〇と申します。会社は平成〇〇年〇〇月に立ち上げて、構成員は兄の〇〇〇〇と友人の〇〇〇〇〇〇の3人で運営しております。会社を立ち上げるきっかけは、兄が〇〇〇地内で農業をしていますが、規模拡大や切り盛りをするには1人で行うには限界があることと、私も協力できることはないか考えたところ法人の経営体でやるのが最適だと考えました。主に露地と施設のトマトを並行して進めていこうと考えていますが、今回借入する農地にビニールハウス1棟を建てて、そこでトマトを栽培し、今後借り入れができれば、キャベツを露地で

進めていこうと考えています。機械設備については、兄が所有している農機具をリースして、3人で協力をしながら進めていこうと考えています。収穫した作物の出荷先は、主にJAや直売所を考えていますが、友人の企業を通じての販路の拡大やまたIT、SNS、インターネットを活用した販売を行い、儲かる農業を経営していきたいと考えています。よろしくお願いします。

議長 どうもありがとうございました。  
それでは申請人に対し、営農計画等について、質疑等をお願いします。

山本委員 3名ですとそれぞれ所得面で生活ができますか。専業でやるのか、それとも兼業でやるつもりですか。

申請人 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 今回借入する農地以外にも兄の農地があり、そこである程度の所得は見込めると考えています。今は兼業の状況ですが、ゆくゆくは専業にしていきたいと考えています。

山本委員 兄は専業で、2人は兼業でやっていくということですか。

申請人 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 会社は生産だけでなく、販売や運営の業務もありまして、私が業務上携わっていることもあり、運営の方は私がやっていきたいと思えます。農作業は基本的に3人で行っていきませんが、平日昼間の作業はできないため、協力できることは限られていますが、夕方や夜は箱詰め、出荷作業などは、土・日、祝日、有給休暇を利用して150日の作業日数を確保し、3人で協力してやっていきたいと考えています。

閑野委員 2点質問します。1点目は新規就農をした動機について、2点目は営農計画書の経営方針の概要で、IoT次世代施設園芸のビジネスモデルの転換を図るとありますが、具体的に描いていること、構想などをお聞かせください。

申請人 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 元々兄が〇〇〇〇地内で農家をしていいますが、儲かる農業をしていくには1人では難しいので、3人で協力していく方が可能性が高いと考えました。

閑野委員 兄は専業で、2人は兼業ということですが、2人が農業に入っ

ていこうと考え、次世代の農業を目指してやっていこうとした時に、熊谷のこの場所が適地であると考えた理由はありますか。

申請人 ○○○に実家があり、祖父や祖母がもともと農家をしていて、  
(○○○○  
○○○○) その後に兄が引き継ぎましたが、このまま農地を使用しないと遊休農地になってしまう。IoTについて、土壌や水の管理、空気中の酸素の含有量などをセンサーが感知する仕組みを次世代の施設でやっていこうという構想があり、生産効率を上げるため、新しいソリューションを活用して、今までにない農家を目指していきたいと考えています。

閑野委員 これから建てるハウスも、そのようなことを実践していくということですか。

申請人 はい、そうです。

(○○○○  
○○○○)

茂木委員 2、3点お聞きします。2人は現在ビジネスマンですか。

申請人 はい、そうです。

(○○○○  
○○○○)

茂木委員 営農計画書で作業日数が150日とありますが、時給875円が最低賃金ですが、その額を出していかないと闇雲に会社を設立して農業をやるといっても成果ができてこないと思います。この経営規模だと収益が出ないので、経験を積みながら、今後規模を拡大するなどしていかないと自分たちの時給分も確保できなくなり、最終的に計画が頓挫してしまうので良く検討してください。安心、安全な作物を作っても量がないと販路は拡大できないので、その辺も考えながら上手に経営を行っていただきたいと思います。

青木委員 兄の農業歴は何年くらいですか。

申請人 農業を始めたのが5年で、直売所に出し始めてから3年になります。

(○○○○  
○○○○)

青木委員 どちらの直売所になりますか。



申請人 ○○地区の○○○○○○○○○○に出しています。昨年から○  
(○○○○ ○地区の○○○○○○をさせていただき、役職をやらせてもらえ  
○○○○) るまでに成長をしたのかなと思っています。

青木委員 トマトとキャベツですが、トマトには何かこだわりをもって作  
って行くのですか。またなぜキャベツを選んだのか、2点をお聞  
きします。

申請人 トマトは露地で生産し直売所にも出していて多少なりの経験が  
(○○○○ あるので、引き続き進めて行きたいと考えています。キャベツも  
○○○○) 直売所に出していて、汎用性というか、家で作って食べるだけの  
野菜でなく範囲が広げられるのではないかと考えました。

青木委員 ○○には有名なトマトを生産している方がいると聞いているの  
で、頑張ってください。

中川委員 I T施設園芸次世代へのビジネスモデルの転換を図るというこ  
とだが、現在ビニールハウスはありますか。経営試算でトマトの  
作付面積が○○○○○㎡、生産量が○○○○○k g、売上が○○  
○○円ということですが、露地ですか、施設ですか。

申請人 今年から施設園芸を考えています。  
(○○○○ ○○○○)

中川委員 基本装備にビニールハウスの記載がないが、何年後かに施設園  
芸で本格的なビニールハウスを造るのですか。またその資金計画  
はどう考えていますか。

申請人 まずは同時並行で進めていき、現在は施設がありませんが、施  
(○○○○ 設を造るにはI O Tのソリューションなどを含めて○○○○○  
○○○○) 円弱かかるので、青年等就農計画で、認定新規就農者の申請をし  
ていて、○○○○○○○○とも調整をしています。早ければ○月  
頃に融資が受けられるので、ハウスを建てる計画です。

中川委員 自立ができるよう経営方針を建てて、頑張ってください。

福田委員 営農計画書の小作料○○○円の中身を教えてください。

申請人 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) この段階では細かく試算をしたわけではなく、農水省等のデータから統計的な数字を使って数値を出したもので、特に内訳というものはありません。

議長 特に、質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 他に、質疑、意見等も無いようです。  
本日は、どうもありがとうございました。  
申請人は退席してください。

[申請人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 退席]

議長 それでは、議案番号1229について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1229について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1229の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号1218については、〇〇〇〇〇委員が貸付人になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長            それでは、議案番号1218の案件について、質疑、意見等を求めます。

                 質疑、意見等ございませんか。

                 ( 「なし」の声 )

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1218について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

                 ( 挙手 全員 )

議 長            挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

                 ○○委員は入室をお願いします。

                 [ ○○委員 入室 ]

議 長            次に、議案番号1246については、○○○○委員が借受人になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

                 ○○委員、一時退席をお願いします。

                 [ ○○委員 退席 ]

議 長            それでは、議案番号1246の案件について、質疑、意見等を求めます。

                 質疑、意見等ございませんか。

                 ( 「なし」の声 )

議 長            特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1246について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に議案番号1218、1229、1246以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1218、1229、1246以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見をついてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今回御審議いただきます配分計画は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇・〇〇地区の5地区でございます。また、〇〇地区については、新規就農者が受け手となっている案件があり、ご本人に来ていただいておりますので、全体の説明のあとに、新規就農者の説明を行いますので、先にそちらを審議いただき、その後全体の審議をいただきたいと思っておりますのでご了承願います。

始めに〇〇地区について説明します。貸借権の設定を受ける土地は3筆、4, 899㎡で、地目はすべてが田で、権利は賃貸借の新規設定となります。設定期間は10年で、配分先は〇〇〇〇



やキャベツなどの露地野菜を手掛けていく計画です。経営方針は露地野菜を始めて、有機肥料を使って、食べて美味しいものを生産したいとのことです。農業研修は通算6年程経験しています。基本装備は農業用物置、耕運機、軽ワゴン車で、すべて本人が所有をしています。今後の作付計画等については、ご本人からご説明となります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案については、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見を取りまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

議案番号36、37の案件、〇〇地区の配分先の経営体「〇〇〇〇」氏については、新規就農であり、本人にお出でいただいておりますので、先に審議いたします。

お手元の資料21ページもあわせてご覧ください。

それでは、申請人の入室を認めます。

[ 〇〇 〇〇 入室 ]

議 長

本日は、ご多忙のところ大変ご苦労様です。

新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、ご説明をお願いします。

申請人  
(〇〇氏)

〇〇〇〇と申します。私は昭和〇〇年〇月生まれで、現在〇〇歳です。家族は〇〇と〇の〇人です。農業経験は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇で3年、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で1年半研修し、〇〇〇〇〇で借りた土地は引き続き使わせていただき、その時の講師で〇〇地区の農家である〇〇さんから今も指導をいただいております。農業を始めるきっかけは、食べることに、また野菜が好きで、両親の手伝いで野菜を有機肥料で作っていたのですが、お店で買うよりも断然甘みがあり、美味しいので、自分でも本格的に作ってみたいと思ったことと、家で作ったものが必ず余って最後に処分をすることが多いため、これを他の人にも販売して、今より収入が少なくなったとしても、生活が成り立つのであれば、農業を本格的にやっっていこうと考えました。今回露地野菜で始める訳ですが、米はコンバインなど大型で価格が高い機械が必要となり、ビニールハウスは骨組みやビニール自体が高く、多額の投資が必要とな

りますが、露地はそこまで投資がかからないと考え、露地野菜から始めようと思いました。品目は主にブロッコリー、ネギ、キャベツ、ナスを作付していく計画です。収穫したものはスーパーや〇〇の直売所で販売をして、できるだけ早いうちに〇〇に多く出荷していきたいと考えています。自立してやっていけるように頑張りますので、よろしくお願いします。

議長 どうもありがとうございました。  
それでは、申請人に対して営農計画等について、質疑をお願いします。

山本委員 営農計画書に現在の年間所得が〇〇〇〇円、経営成果が〇〇〇〇円とあり、頑張ってもらいたいと思いますが、当面仕事をしながら兼業で行っていくのですか。

申請人 〇〇〇までの契約で2交替で仕事をしていますが、〇〇〇月で契約が切れるので仕事を辞めます。今後は土・日や夜などに仕事をするかもしれませんが、常勤の仕事をする考えはありません。

山本委員 まだ若い方なので、是非頑張ってください。

茂木委員 将来の目標に無理な拡大はしないで堅実な経営を行いたいとありますが、今の農家は規模を拡大して大きくなっています。現時点でどのように規模拡大をしていきたいと考えていますか。

申請人 収入が得られて余裕が出てくれば自動植付機などを導入して、当初の面積よりも拡大していくこともできると思うので、ステップを踏んで健全な経営をしていきたいと考えています。

茂木委員 パートとかの労働力は考えていますか。

申請人 今後生産量が多くなれば、お手伝いを頼むことになると思いますが、今のところは考えていません。

茂木委員 良い物がたくさんできて、徐々に規模を拡大して成功をすることを期待しています。頑張ってください。

議長 他に、質疑、意見等もないようです。

本日は、大変ご苦勞様でした。  
申請人は退席してください。

[ ○○ ○○ 退席 ]

議 長            それでは、議案番号 36、37 について、質疑、意見等を求め  
ます。  
                  質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長            特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたし  
ます。  
                  議案第 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号の規  
定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、議案  
番号 36、37 について、熊谷市からの協議の回答については、  
配分計画どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手  
を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長            挙手、全員です。よって本案については、配分計画（案）どお  
り承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。  
                  ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前 10 時 35 分から 10 時 45 分】

議 長            休憩中の議事を再開します。  
                  次に○○地区の案件で、議案番号 4 から 20 の案件については、  
配分先が○○○○○○○○○○に、また、議案番号 161 につい  
ては、現在の配分先が○○○○○○○○○○になっております。  
私は○○○○○○○○○○の代表になっているため、農業委員会  
法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席し、そ  
の間、議長を夏目農地部会長職務代理に代わっていただき、審議  
いただきたいと思います。

夏目部会長     それでは、議案番号 4 から 20、161 の案件につきまして、  
職務代理       木村農地部会長に代わり、議長を務めさせていただきますので、



よろしくお願ひいたします。

〇〇〇委員に退席いただき、議案番号4から20、161について、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

夏目部会長 議案番号4から20、161について、質疑、意見等を求めま  
職務代理 ず。

( 「なし」の声 )

夏目部会長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたし  
職務代理 ます。

議案番号4から20、161について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画(案)どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

夏目部会長 挙手、全員です。よって本案については、配分計画(案)どお  
職務代理 り承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

〇〇委員は入室してください。

[ 〇〇委員 入室 ]

夏目部会長 それでは、ここで議長を木村農地部会長に代わります。  
職務代理

議 長 次に議案番号134から146の案件については、配分先が〇〇〇委員になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは議案番号134から146の案件について、質疑、意

見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

農用地利用配分計画(案)についての議案番号134から146について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画(案)どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、配分計画(案)どおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

〇〇委員は入室してください。

[ 〇〇委員 入室 ]

議長 次に、先ほど審議した議案番号4から20、36、37、134から146、161以外の案件について審議いたします。

質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案番号4から20、36、37、134から146、161以外の案件について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画(案)どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、配分計画(案)どおり承認すべきものとし、意見はなしと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から11について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月12日、山本勝市委員、松本丈委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成30年3月13日、手嶋茂春委員、堀重明委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、平成30年3月13日、手嶋茂春委員、堀重明委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10アール当たりの売買価格は、〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、小林眞委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、菊地修一郎委員、夏目亮一委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有

状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、申請地積〇〇〇㎡での売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月13日、手嶋茂春委員、堀重明委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月5日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号8は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号9は、10アール当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号10は、申請地積〇〇〇㎡での売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号11は、10アール当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年3月9日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号5については、〇〇〇〇委員が譲受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇 委員 退席 ]

議 長

それでは議案番号5の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号5について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長

挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室してください。

[ 〇〇 委員 入室 ]

議 長

次に議案番号5以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号5以外について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5と関連があります。また、4条の議案番号2は、5条の議案番号13と関連がありますので、この後それぞれ同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、そのように進めてよろしいですか。

( 「異議なし」 の声 )

議 長 それでは、そのように決定します。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号1は、農地区分は2種農地、敷地拡張

後の面積は、921.83㎡です。

農地法第5条の議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

5条の申請地の○○○○○と4条の申請地の○○○○○、田で残る○○○○○は元々一つの土地でした。また、4条の申請地の小さい三角形の形をしている○○○○○と田で残る○○○○○も元々一つの土地でした。所有者の息子世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用している箇所がありました。そのため、農家住宅敷地の一部として是正する部分と息子世帯の住宅敷地にする部分と農地として残る部分に分筆し、是正するための4条申請と、息子世帯が住宅を建てるための5条申請が出されております。なお、息子世帯の住宅は宅地と農地を合わせて住宅敷地とする計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について

の議案番号2、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号13を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号13については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号13について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建の計画で、宅地、山林、雑種地を含めた全体面積は、418.1㎡です。

農地法第5条の議案番号13は、農地区分は2種農地です。

所有者の自己用住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに宅地への進入路として使用している箇所がありました。そのため、宅地への進入路として使用する部分と農地として残る部分に分筆し、是正するための5条申請と所有者自らが自己用住宅を建てるための接道部分を確保し住宅敷地とするための4条申請が出されております。なお、所有者は現在母と〇〇〇〇の住宅に住んでおりますが、4条の申請地と宅地、山林、雑種地を含む今回計画する自己用住宅ができればそちらに住み、既存の住宅には母が引き続き住む予定であるため、5条の譲受人は所有者の母となっております。

議長

事務局の説明が終わりました。  
本案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議長

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。このセット案件については、5条が是正案件のため、5条から先に採決いたします。



議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号13について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号5、13以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係であり、伯父の土地を贈与で譲り受け、甥が家を建てる計画です。

議案番号3と4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。案件は2件ですが、1棟の個人住宅を建てる計画です。権利関係が異なることから申請は別になっております。使用貸借を受ける妻の祖母の土地だけでは、接道要件を満たさず、また、排水先の水路につなぐためにも議案番号4の申請地が必要であり、こちらについては売買で取得する申請となっております。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計





以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

( 発言なし )

議 長            よろしいでしょうか。

( 「はい」の声 )

議 長            質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農地係長

主査

主査

主任

農業振興課主査

大里行政センター主査

江南行政センター主査

増田 啓良

渋澤 薫

高橋 智浩

新井 良和

樋口 祥平

杉本 正代

森 佳一

上山 奈保美

平成30年3月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

---

議 長 木 村 進

---

署名委員 根 岸 里 次

---

署名委員 福 田 正 八

---